諮問庁: 文部科学大臣

諮問日:平成29年4月21日(平成29年(行情)諮問第153号)

答申日:平成29年9月26日(平成29年度(行情)答申第241号)

事件名:触法事案に係る文書(殺人に関するもの)の不開示決定(不存在)に

関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「直近から1名分触法事案に係る文書一式(殺人のもの)」(以下「本件対象文書」という。)につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)3 条の規定に基づく開示請求に対し、文部科学大臣(以下「処分庁」又は「諮問庁」という。)が行った平成28年11月24日付け28受文科初第1980号による不開示決定(以下「原処分」という。)について、その取消しを求める。

- 2 審査請求の理由
- (1)審査請求の趣旨

行政文書不開示決定処分の取消しを求める。

(2) 審査請求の理由

開示請求に係る行政文書を作成又は取得している。

- 第3 諮問庁の説明の要旨
 - 1 本件審査請求に係る対象文書について

本件審査請求に係る行政文書は、直近から1名分触法事案に係る文書一式(殺人のもの)が記載されている文書(本件対象文書)である。

本件対象文書につき、不存在のため、不開示としたところ、審査請求人から、原処分の取消しを求める旨の審査請求がされたところである。

2 本件対象文書の不存在について

平成27年4月24日付け事務連絡等において、各都道府県教育委員会 生徒指導担当課等に対して、児童生徒が他の児童生徒等の命を奪う等、重 大な犯罪又は触法行為を起こした場合に「児童生徒の事件等報告書」によ る重大事件等の報告を求めているところであり、当該報告書のうち殺人の ものに係る触法事案が記載されているものが本件対象文書に該当し得る。

また、児童生徒の事件等報告書を意味するとすれば、当該文書は文部科

学省文書管理規則に基づき、特定課の所掌する事務に関する標準文書保存期間基準が定められており、その保存期間が「1年未満」とされていることから、平成28年度分の児童生徒の事件等報告書が対象となる。そのため、平成28年度分の「児童生徒の事件等報告書」が記載されたファイルを確認したが、殺人のものに係る触法事案が記載されている文書は存在しない。したがって、本件対象文書は不存在である。

3 原処分に当たっての考え方について 以上のことから、本件対象文書が不存在のため、原処分の決定を行った ところであり、審査請求人の請求は理由がない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成29年4月21日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年7月3日

④ 同年9月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、 これを保有していないとして、不開示とする決定(原処分)を行った。 これに対して、審査請求人は、開示請求に係る行政文書を作成又は取得

審議

しているとして原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分を妥当 としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

- 2 本件対象文書の保有の有無について
- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有の有無について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。ア 文部科学省では、児童生徒をめぐる重大事件や自殺等の事実関係を正確かつ迅速に把握するため、各都道府県及び指定都市教育委員会等に対し、児童生徒をめぐる重大事件や自殺等が発生した場合ごとに「児童生徒の事件等報告書」を提出するよう依頼している。当該報告書のうち殺人のものに係る触法事案が記載されているものが本件対象文書に該当し得る。
 - イ 上記アのとおり、審査請求人の開示請求の内容から、当該報告書が本件対象文書となり得ると考えられるが、当該報告書の保存期間については、文部科学省文書管理規則に基づき、特定課の所掌する事務に関する標準文書保存期間基準が定められており、それによると、平成27年4月に保存期間が「5年」から「1年未満」に変更されている(なお、廃棄はファイル単位で行っており、ある年度内のどの時点で報告書が提出されても、事情があって保存期間の延長を行わなければ、

- 一斉に年度末に廃棄することとなる。)。
- ウ 処分庁に対し、平成28年8月の開示請求時点で保有していた当該報告書を改めて確認させたところ、①平成28年4月から8月までの分と、②事情があって保存期間を延長して保存していたものがあり、実際に後者のものとして、本件とは別の平成28年6月に行った開示決定等との関係で平成25年度分及び平成26年度分の報告書、また、平成27年12月に行った開示決定等との関係で平成27年度分の報告書が存在したことが判明した。そこで、これらの全ての報告書を改めて確認させたが、殺人のものに係る触法事案が記載されている文書は存在しなかった。
- エ 念のため、文部科学省内の書庫・ロッカー等を探索したが、本件対 象文書に該当する文書の存在は確認できなかった。
- (2) 開示請求時点で保有していた児童生徒の事件等報告書を全て確認させたが、本件対象文書は存在しなかったとする上記諮問庁の説明に特段不自然・不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。よって、文部科学省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。
- 3 本件不開示決定の妥当性について 以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不 開示とした決定については、文部科学省において、本件対象文書を保有し ているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡,委員 泉本小夜子,委員 山本隆司